

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社森林コンサルタント	大阪府東大阪市水走3-5-2-303	令和7年10月2日～ 令和8年1月1日 (3ヵ月)	別表第2第16号(不正又は 不誠実な行為)	株式会社森林コンサルタントは、令和7年9月12日に実施した近畿中国森林管理局発注の雄山林道測量設計業務の一般競争入札において落札者となったが、品質確保基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、品質確保基準価格に該当した場合の受注者の義務に定める、配置予定管理技術者と同等の資格を保有する担当技術者の増員配置ができないことを理由に契約を辞退した。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社岡島電設工業	奈良県奈良市三条大路2-2-54 TMOビル101	令和7年11月14日～ 令和7年12月13日 (1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請け業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(7日間)を受けた。 これらのことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年11月26日～ 令和8年1月25日 (2ヵ月)	別表第2第8号ロ(公契約関 係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
アクア株式会社	滋賀県長浜市下之郷町709	令和7年12月9日～ 令和7年12月22日 (2週間)	別表第1第8号(安全管理 措置の不適切により生じた 工事関係者事故)	アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月にそれぞれ刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年12月24日～ 令和8年2月23日 (2ヵ月)	別表第2第5号(独占禁止 法違反行為)	新明和工業株式会社は、公正取引委員会から、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして公表された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
初島電設株式会社	和歌山県和歌山市冬野 1359-7	令和8年2月17日～ 令和8年3月16日 (1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	初島電設株式会社は、和歌山県発注工事の施工に際して、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。これらのことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、和歌山県から令和7年12月22日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社せき	奈良県高市郡明日香村岡 379-1	令和8年2月24日～ 令和8年3月9日(2週間)	別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	株式会社せき が受注した和歌山平野農地防災事業 名草排水路第7工区他工事において、仮設覆工板の撤去作業中、同作業に従事していた作業員が開口部へ転落する労働災害が発生した。 本件について、元方事業者が講ずべき安全対策が不十分であったものと判断され、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第29条及び第31条第1項の規定に違反したとして、労働基準監督署からは是正勧告書及び指導票の交付を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。